

独占禁止法第 9 条に基づく一般集中規制が廃止された場合に
実際に生じ得る現実的な弊害について

平成 27 年 3 月 31 日
公正取引委員会

1 はじめに

独占禁止法第 9 条（以下「法第 9 条」という。）においては、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等を禁止している（一般集中規制）。公正取引委員会は、平成 26 年 9 月 25 日、この法第 9 条に基づく一般集中規制に関する施行状況についてのフォローアップの結果を公表したところであるが、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、当該フォローアップ状況をもとに、「独占禁止法第 9 条に基づく今後の一般集中規制の在り方について、市場集中規制がある中、存在意義は無く廃止すべきとの指摘があることを踏まえつつ、現在の経済社会において規制が廃止されることにより実際に生じ得る現実的な弊害を具体的に明らかにする」とこととされたことを踏まえ、今般、法第 9 条の規制が廃止された場合に実際に生じ得る現実的な弊害について整理したことから、これを公表することとした。

2 法第 9 条の改正等の変遷

昭和 22 年に制定された原始独占禁止法において、法第 9 条は持株会社の設立を禁止していたが（昭和 24 年の改正により持株会社への転化も禁止された。）、平成 9 年、「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」の設立等を禁止する規定に改正された。その後、平成 14 年には、事業支配力が過度に集中することとなる「持株会社」の設立等を禁止する規定から、事業支配力が過度に集中することとなる「会社」の設立等を禁止する規定に改正され（注）、現在に至っている。

（注）なお、当該改正に伴い、昭和 52 年に導入されていた独占禁止法第 9 条の 2（大規模会社に対する株式保有総額制限）の規定が廃止された。

3 法第9条の規制の概要

前記2のとおり、法第9条では事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止しているところ、同条第3項において、「事業支配力が過度に集中すること」となる要件について規定している。同項では、「会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社」について、

- ① これらの会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、
- ② これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと、
- ③ これらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていること

により、「国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなる」場合に、「事業支配力が過度に集中すること」に該当するものとしている。

そして、公正取引委員会は、上記の解釈について、事業者の予測可能性を高め、運用の透明性を確保するために、「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」（平成14年11月12日公正取引委員会。以下「9条ガイドライン」という。）を公表している（別紙参照）。

4 法第9条が廃止された場合に実際に生じ得る現実的な弊害について

(1) 法第9条の規制趣旨・目的

法第9条に基づく一般集中規制は、国民経済全体における特定の会社グループへの経済力の過度の集中を防止するものであり、競争が行われる基盤を整備することにより市場メカニズムが十分に機能するようにし、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進するために設けられているものである（注）。

（注）独占禁止法第1条は同法の目的について「この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、

協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。」と規定している。

(2) 廃止した場合に生じ得る現実的な弊害

法第9条が規制する事業支配力の過度集中については、これにより、総合的な事業能力の格差の拡大、協調関係の形成やその関係の他市場への波及、相互取引（互恵取引）、排他的な取引関係の形成等が引き起こされる場合や、金融と商工業が結び付いた結果、競争上の問題が広範に生じる場合があり、このような場合には、

- ① 事業者の市場への自由な参入が阻害される
- ② 取引先の選択や取引条件の設定についての事業者の自由かつ自主的な事業活動が制約される
- ③ 価格、品質、サービスを中心とした公正な競争が妨げられる

などの問題が生じ、市場メカニズムの機能が妨げられ、この結果、競争にゆがみが生じるおそれがある。

例えば、株式保有関係を背景とした相互取引（互恵取引）が行われている場合、資本関係を有しない他の事業者にとっては市場が閉鎖的・排他的なものになり、自由な参入の妨げとなる可能性がある。また、株式保有関係を通じてある事業者の総合的な事業能力が巨大となり、他の事業者との格差が拡大すると、当該格差を背景として、本来自由であるはずの取引先の選択や取引条件等についての自由な合意といった面で事業者の自由な意思が抑圧され、中小企業等の事業活動が制約される可能性がある。あるいは、例えば、金融と商工業が株式保有を通じて結び付いた場合、金融会社と結びついている事業会社とその競争者間の競争が、金融会社による融資を背景とした要因で左右され、価格、品質、サービスを中心とした公正な競争が妨げられる可能性がある。

そして、前記のような問題が市場を横断して広範囲にわたって発生し、国民経済に大きな影響を及ぼし公正かつ自由な競争の促進の妨げとなる場合

には、個々の市場で見れば独占禁止法第 10 条等の市場集中規制や同法第 3 条、第 19 条等の行為規制（以下「市場集中規制等」という。）の規制基準に達しないようなものであっても、法第 9 条に違反することとなる。このように個々の市場について見れば市場集中規制等の規制基準に達しないが、市場を横断して広範囲にわたって問題が生じるようなものは、市場集中規制等により規制することは不可能である。

以上のとおりであるから、仮に法第 9 条を廃止することになれば、将来、我が国において、事業支配力の過度集中をもたらす会社グループが出現した場合に、これがもたらす可能性のある問題に対して、有効に対処する手段が存在しないこととなる。

なお、法第 9 条は、前記のような理由から事業支配力の過度集中を規制しているものであり、事業支配力の過度集中については、現在、9 条ガイドラインにおいて第 1 類型から第 3 類型までその基準を定めているが、同ガイドラインの定める基準は法第 9 条第 3 項が掲げる三つの会社グループ（前記 3 の①～③に当たるもの）の具体的な形態を示しているものであって、同ガイドラインの基準に該当することをもって直ちに法第 9 条が定める事業支配力の過度集中に該当することとなるものではない。このため、仮に 9 条ガイドラインで定める各基準に該当するような会社グループが出現した場合には、法第 9 条に定める要件に該当するかどうかを、個別事案の事実関係に基づいて慎重に検討し、その違法性を判断することとしている。

5 一般集中規制に関する施行状況のフォローアップ等を踏まえた前記問題が生じる蓋然性

公正取引委員会は、平成 26 年 9 月 25 日、平成 25 年度に実施した一般集中規制に関する施行状況（以下「平成 24 年フォローアップ」という。）について公表した。

平成 24 年に法第 9 条第 4 項に基づく事業報告書を提出した会社（以下「報告書等提出会社」という。）105 社のうち、法第 9 条の観点から問題となる会社はなかったが、全業種における総資産集中度（注）は、算出可能な平成 20 年以降も引き続き 50%程度の水準を維持しているほか、非金融・保険業における総資産集中度は、平成 15 年から平成 20 年にかけて増加して以降 20%程度

の水準を維持していた。

また、上場会社の株式の保有状況等をみると、我が国ではいまだ大企業の多くが、取引先との長期的・安定的な関係の構築・強化等を目的とした株式の保有を行っている状況が見られる。

このような実態を踏まえると、我が国においては今日でも、前記4(2)のような問題が発現する一定の蓋然性はあるものと考えられる。

(注) 「総資産集中度」とは、我が国における全法人企業の総資産額に占める報告書等提出会社の会社グループに属する主要企業の総資産額の割合をいう。

6 結論

前記4のとおり、法第9条による規制が廃止された場合、事業支配力の過度集中が生じ、それが問題となった場合であっても、そのような事態に有効に対処する手段がなくなることとなる。これに加えて、前記5において示した現在の我が国における総資産集中度の状況等を踏まえれば、引き続き法第9条を維持し、我が国における事業支配力の過度集中について監視していく必要があると考えられる。

事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方

平成14年11月12日

公正取引委員会

改定 平成18年5月 1日

改定 平成19年9月30日

改定 平成22年1月 1日

はじめに

独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）。以下「法」という。）第9条の改正（平成14年11月28日から施行）により，他の国内の会社の株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を取得し，又は所有すること（以下「所有等」という。）により事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化が禁止されることとなる。禁止の要件は法第9条第3項の規定に定められているが，公正取引委員会として本条の規定の運用に当たり，あらかじめその解釈を示すことにより，どのような会社が禁止されるかについての事業者の予測可能性を高め，運用の透明性を確保することが重要であると考え，今般，「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」を作成，公表することとした。

なお，この「考え方」は，平成14年11月28日から適用し，「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」（平成9年12月8日 公正取引委員会）は，廃止する。

1 規制対象

(1) 会社グループのとらえ方

ア 事業支配力が過度に集中することとなる会社に該当するか否かの判断に当たっては，「会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社」（法第9条第3項），すなわち，「会社＋子会社＋実質子会社」を会社グループとしてとらえ，これについて事業支配力が過度に集中することとなるか否かを判断する。

イ 子会社とは，会社がその総株主（総社員を含む。以下同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き，会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有する（子会社

が保有する分を含む。) 他の国内の会社をいう (法第9条第5項)。

ウ 実質子会社 (「株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社」とは、会社の議決権保有比率 (子会社が保有する分を含む。以下同じ。) が25%超50%以下であり、かつ、会社の議決権保有比率が最も高い (他に同率の株主がいる場合を除く。) 他の国内の会社をいう。

(2) 禁止される場合

ア 他の国内の会社の株式を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社を設立する場合

イ 設立された時点では、事業支配力が過度に集中することとならない会社であったものが、他の国内の会社の株式を所有等することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社になる場合

2 「事業支配力が過度に集中すること」の考え方

(1) 「事業支配力が過度に集中すること」とは、法第9条第3項の規定で定義されているとおり、会社グループの①総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、②資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと、又は③相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいう。

この定義の考え方は、

ア 会社グループの形態が、

(ア) 総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと

(イ) 資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと

(ウ) 相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていること

という要件のいずれかに該当し、

イ 国民経済に大きな影響を及ぼし、

ウ 公正かつ自由な競争の促進の妨げとなる

という要件をすべて満たす場合、当該会社は、事業支配力が過度に集中することとなる会社に該当すると定義するものである。

これらの要件を満たし、事業支配力が過度に集中することとなる会社として禁止される類型は、次の(2)第1類型から(4)第3類型までのいずれかに該当するものであると解釈することができる。ただし、(5)「事業支配力が過度に集中することとならない会社」の例に挙げられている場合は、こ

の限りでない。

(2) 第1類型

会社グループの規模が大きく(a)、かつ、相当数(b)の主要な事業分野(c)のそれぞれにおいて別々の大規模な会社(d)を有する場合

(a) 会社グループの規模が大きいこと：総資産の額の合計額が15兆円を超えるもの

総資産の額の合計額は、会社グループの総資産を連結して（グループ会社相互間の投資勘定と資本勘定及び債権と債務を相殺消去することをいう。以下同じ。）合計することによって評価する（なお、会社グループ内の金融会社（銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）を営む会社をいう。以下同じ。）の総資産の額は計算から除く。）。

(b) 相当数：5以上

(c) 主要な事業分野：日本標準産業分類3桁分類のうち、売上高6000億円超の業種

ただし、2桁分類で同一又は類似の業種に属し、参入規制が行われる範囲や事業活動の実態を考慮すると同一の事業内容であると考えられる場合は、同一の事業分野と評価する（別表1参照）。

(d) 大規模な会社：単体総資産の額3000億円超の会社

なお、当該会社の属する事業分野は、当該会社が営む主要な事業が属する事業分野とする。

(3) 第2類型

大規模金融会社(a)と、金融又は金融と密接に関連する業務を営む会社(b)以外の大規模な会社(c)を有する場合

(a) 大規模金融会社：単体総資産の額15兆円超である金融会社

(b) 金融又は金融と密接に関連する業務を営む会社：銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社（法第10条第3項）

(c) 大規模な会社：単体総資産の額3000億円超の会社

(4) 第3類型

相互に関連性のある(a)相当数(b)の主要な事業分野(c)のそれぞれにおいて別々の有力な会社(d)を有する場合

第3類型に該当するかどうかの判断に当たっては、次の各項目の考え方を基本として、個別具体的に事業分野の規模及び数、事業分野間の関連性の程度、会社の有力性の程度等を総合勘案して判断する。

(a) 相互に関連性のある事業分野

関連性については、個別の事業分野ごとに実際の取引依存度やユーザーの選択状況も参考にしつつ合理的に判断することとするが、例えば、次のような場合には関連性のあるものとして評価する。

① 取引関係

各財・サービスを提供する事業分野間で密接な取引関係のある場合（例：製品とその原材料又は製品とその生産設備機器などの関係にある場合 別表 2 参照）

② 補完・代替関係

ユーザーが両方の財・サービスを結合して消費し又は選択的に利用するなど、ユーザーからみて、各事業分野の提供する財・サービスが補完・代替関係にある場合（別表 3 参照）

(b) 相当数：5 以上（規模が極めて大きい事業分野に属する有力な会社を有する場合は、会社の有力性の程度により 3 以上）（注）

(c) 主要な事業分野：日本標準産業分類 3 桁分類のうち、売上高 6000 億円超の業種

ただし、2 桁分類で同一又は類似の業種に属し、参入規制が行われる範囲や事業活動の実態を考慮すると同一の事業内容であると考えられる場合は、同一の事業分野と評価する（別表 1 参照）。

(d) 有力な会社：当該事業分野における売上高のシェアが 10 %以上の会社をいう。

（注）同一の事業分野に属する複数の会社を有する会社グループが形成されている場合がある。このような事業分野に属する会社の有力性の程度を判断するに当たっては、個々の会社の当該事業分野におけるシェア、売上高順位等の状況のほか、同一の会社グループ内の当該事業分野に属する複数の会社全体のそれらの状況も併せて勘案することとする。

(5) 「事業支配力が過度に集中することとならない会社」の例

ア 分社化の場合

自社が現に営む事業部門を子会社化し、かつ、当該子会社の株式を 100%取得する場合（設立当初から 100%所有を継続している場合に限る。）

イ ベンチャー・キャピタルの場合

会社が、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第 67 条の 11 第 1 項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行する株式会社のうち、資本の額が 5 億円以下のものであって、前事業年

度において試験研究費及び法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第14条第1項第3号に規定する開発費の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第21号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額）に対する割合が3%を超えるもの又は設立の日以後1年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が2人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が10%以上であるものに対する出資を業務とするようなベンチャー・キャピタルである場合

ウ 金融会社の異業態参入の場合

金融会社が異業態の金融会社を新規に設立することによって参入する場合

エ 小規模の場合

会社と子会社の総資産を連結して合計した額が6000億円以下である場合

3 会社に対する独占禁止法の他の規定の適用

2の考え方により「事業支配力が過度に集中することとなる会社」に該当しない会社についても、株式所有等に係る法第10条の規定は適用され、個別市場における競争を実質的に制限することとなる等の株式所有等は法第10条の規定により禁止される。また、会社が、合併する場合には法第15条の規定が、分割する場合には法第15条の2の規定が、共同株式移転する場合には法第15条の3の規定が、それぞれ適用され、個別市場における競争を実質的に制限することとなる場合等は禁止される。

4 事前相談について

具体的な会社の設立等の計画について、事業者から独占禁止法第9条に関する問題の有無について照会がある場合は、公正取引委員会は、この「考え方」に基づき回答することとする。

この会社の設立等に係る事前相談の内容及び回答については、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その概要を公表するものとする。

(別表1) 同一の事業分野と評価される事業分野の例

○紙製品製造業（184）、紙製容器製造業（185）、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業（189）

○電子計算機・同附属装置製造業（305）と電子部品・デバイス製造業（308）

○国内電気通信業（有線放送電話業を除く）（471）と国際電気通信業（472）

（（ ）内の数字は日本標準産業分類（平成5年総務庁告示第60号）の分類

番号。別表 2 及び別表 3 において同じ。)

(別表 2) 取引関係があり、相互に関連性があると評価できる事業分野の例

○一般土木建築工事業 (091) と

セメント・同製品製造業 (252)

高炉による製鉄業 (261)

建物売買業, 土地売買業 (701)

各種商品卸売業 (481)

一般産業用機械・装置製造業 (297)

事務用・サービス用・民生用機械器具製造業 (298)

建設用・建築用金属製品製造業 (製缶板金業を含む) (284)

○自動車・同附属品製造業 (311) と

高炉による製鉄業 (261)

電子部品・デバイス製造業 (308)

タイヤ・チューブ製造業 (231)

プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業 (221)

ガラス・同製品製造業 (251)

各種商品卸売業 (481)

○船舶製造・修理業, 船用機関製造業 (314) と外航海運業 (421)

○電気業 (351) と石油精製業 (211)

○銀行 (622), 証券業 (681), 生命保険業 (691), クレジットカード業・割
賦金融業 (663), 貸金業 (661), 損害保険業 (692)

(別表 3) 補完・代替関係にあり、相互に関連性があると評価できる事業分野
の例

○国内電気通信業 (有線放送電話業を除く) (471) と通信機械器具・同関連
機械器具製造業 (304)

○銀行 (622), 証券業 (681), 生命保険業 (691), クレジットカード業・割
賦金融業 (663), 貸金業 (661), 損害保険業 (692)

○映画館 (761) と映画, ビデオ制作・配給業 (801)

○ソフトウェア業 (821) と電子計算機・同附属装置製造業 (305)

○広告代理業 (831) と新聞業 (191)・民間放送業 (有線放送業を除く) (812)